

加古川中流部河川整備推進協議会 設立趣旨

加古川中流部（加東市・西脇市域）においては、平成 16 年台風 23 号により約 600 戸の浸水被害を受け、緊急的な治水対策を実施してきたが、その後も平成 23 年台風 12 号、平成 25 年台風 18 号等による浸水被害が相次ぎ発生しており、早急な河川整備が必要となっている。

一方、中流部の河川整備を実施した場合、氾濫していた洪水が下流に流下し、被害を増加させる恐れがあることから、平成 16 年台風 23 号対応として、まず、西脇市の激特事業と合わせて、加東市域を含む直轄管理区間全川の緊急的な河道掘削を実施した。

その後、河川整備計画に基づき、河口部の河道掘削や小野市域の築堤を重点的に進めつつ、加東市・西脇市域の河道掘削を段階的に進めてきた。平成 27 年度には、小野市来住・大島地区の築堤など下流の河川整備が一定程度進んだことから、下流の更なる河川整備と併せて、加東市・西脇市域の築堤・横断工作物の改築などの本格的な整備が着手可能となった。

このため、国及び県の管理区間を跨いだ加東市・西脇市域では、国・県・両市が連携・協力し、地域と一体となって、集中的かつ計画的な予防的緊急治水対策を実施するため、河川整備の課題を共有し、当面の目標や実現に向けた役割分担を明確にした上で、効果的かつ効率的な河川整備を推進することを目的として、本協議会を設置する。